

副本

令和7年(ネ)第3310号 懲罰取消等請求控訴事件

控訴人 八木橋 健太郎

被控訴人 国

答 弁 書

令和7年12月24日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 内 野 綾 香
訟 務 官 佐々木 正 人

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館13階

関東矯正管区成人矯正部成人矯正第一課

法 務 事 務 官 古 瀧 孝 明
法 務 事 務 官 廣 戸 麻 衣
法 務 事 務 官 内 城 良

関東矯正管区管区監査官付

法 務 事 務 官 中 村 緑
法 務 事 務 官 川 崎 洋 史
法 務 事 務 官 山 根 直 宏

〒329-1493 栃木県さくら市喜連川5547番地

喜連川社会復帰促進センター企画調整部

法務事務官 鈴木 剛 

法務事務官 関 俊 吾 

法務事務官 浅野 隆 教 

法務事務官 村岡 真 吾 

第1 控訴の趣旨に対する答弁(ただし、控訴人の2025年9月18日付け訴えの変更申立書による変更後のもの。)

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 被控訴人の反論

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審口頭弁論において主張したとおりであり、原判決のうち、控訴人の請求を棄却した部分の判断は正当であって、控訴人の本件控訴には理由がない。

これに対し、控訴人は、令和7年7月17日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において、原判決の判断に誤りがある旨を主張するが、控訴人の主張は、原審における主張を繰り返すものか又は控訴人独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、それらに理由がないことは、原審における被控訴人の反論及び原審の判断のとおりである。

そのため、本件控訴は速やかに棄却されるべきものであるが、被控訴人は、念のため、以下において、控訴人の控訴理由書における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、本答弁書における略語は、特に断らない限り原判決により、原判決にないものは、原審における被控訴人の答弁書その他の準備書面(「原審被告準備書面」などと表記する。)の例による。

2 争点1及び2に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、原判決が国賠法上違法と判断した本件措置及び本件懲罰に対する慰謝料算定に関し、一部の限定された事実に対する表面的・側面的な見方に基づき行われたことが明らかであるとして、本件措置について、①控訴人が発症したアレルギー性接触皮膚炎の程度に係る事実認定を誤っていることなど、本件懲罰について、②令和4年3月24日に開催された懲罰審査会（以下「本件懲罰審査会」という。）における補佐人の補佐及び弁解を聴取した職員の報告に瑕疵があることを考慮していないこと、③閉居罰が受刑者の自由に対する制約として苛烈を極めるものであることを考慮していないこと、④本件懲罰が科されたことが制限区分指定、優遇区分指定及び仮釈放の決定で不利な事情とされたことを考慮していないことなどを主張し、原判決の慰謝料の算定が誤りである旨主張する（控訴理由書2及び29ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 控訴人のアレルギー性接触皮膚炎の程度に係る原判決の事実認定に誤りはないこと（前記①）

控訴人は、本件措置後に「痒痒感、灼熱感、発火、腫張及び部分的に水疱・出血を伴う皮膚炎を発症した」などと主張するが（控訴理由書6ページ）、診療録（甲1及び乙97）を含めた証拠には、控訴人が主張する症状により皮膚炎を発症した事実の記載は認められないほか、そのほかに控訴人が本件措置により金属アレルギーの深刻な症状が生じたことを裏付ける証拠も認められない。

原告の本件措置前後の診察経緯については、原審被告準備書面(1)（26ページ）等でも述べたとおりであるが、本件センターの皮膚科医師は、令和4年1月20日、同月27日及び同年2月10日に実施した診察において、原告に対し、有事や悪化時には再度診察すると伝えており（乙97・

28及び30枚目)、同日の診察では医師の所見として、診療録に「明らかな症状なし」、「本人の症状としては発赤などあるよう」と記載されており、同日において控訴人の症状は主訴によるものであり、明らかな症状が認められなかったことが記載されている。

本件措置後においては、皮膚科の診察はないものの、控訴人が主張するように本件センター職員が意図的に診察を受けさせなかったことはない。すなわち、同年4月26日においては、本件センター医務課職員の巡回において、控訴人から「ロコロイド軟膏の塗布に効果がなく、電気かみそり使用後に発赤や疼痛がある」との申出を受け、これを翌週の医師の診察で受診できるよう取り計らっている（翌週は内科の問診であったことから、やむを得ず内科の医師の診察を取り計らったものである。）し（乙97・33枚目）、同年5月25日には、控訴人から、ロコロイド軟膏の処方継続の希望等を受け、本件センター医務課職員において、同年7月18日に皮膚科の医師の診察を取り計らっている（乙97・35枚目。なお、控訴人は、同診察を受ける前の同年6月8日に本件センターから長野刑務所に移送されている。）。

控訴人は、本件センターの恣意により、診療録（乙97）について事実が記載されていないなどと主張するが、そのような事実はない。

したがって、控訴人が発症したとするアレルギー性接触皮膚炎の程度に関する控訴人の主張は、前提を欠くものといえ、「本件措置後、原告に実際に金属アレルギーの深刻な症状が生じた」とまでは認められない。」とした原判決（44ページ）の判示は誤りとはいえない。

イ 本件懲罰審査会における補佐人の補佐及び弁解を聴取した職員の報告に瑕疵があるとの主張に理由がないこと（前記②）

控訴人は、本件懲罰について、懲罰審査会が争点を誤ったことに起因して補佐人の補佐に瑕疵が認められ、控訴人の弁解を聴取した職員の報告に

瑕疵が認められる旨主張する(控訴理由書・16ないし18ページ)。

しかし、本件懲罰審査会において控訴人に告知した容疑事実は、懲罰審査会の開催等に関する通知書(甲4及び乙24・15ページ)に記載したとおりであり、本件懲罰審査会が争点を誤った事実はない。また、本件懲罰審査会において、補佐人や控訴人の聴取をした本件センター職員が刑事収容施設法155条及び被収容者の懲罰に関する訓令(乙6)に反する手続をした事実もない。

したがって、控訴人の前記②の主張には理由がなく、原判決が同主張について考慮しなかったことは正当である。

ウ 原判決が、閉居罰について受刑者の自由に対する制約として苛烈を極めるものであることを考慮していないとの主張に理由がないこと(前記③)

(7) 控訴人は、閉居罰の運用について、本件センターが、両手の指は自然に伸ばし、手は大腿部の上に置き、壁に寄り掛かったり、脚を投げ出すことはしないことを強制しているとし、受罰者が顔や頭を掻いたり、固まった膝を伸ばしたり、視線を動かしたりした場合には、それが一瞬であっても、職員から、極めて語気荒く居室棟のフロアに響きわたる声量で、厳しく指導をされるなどと主張する(控訴理由書・21ないし24ページ)。

(1) しかし、受罰姿勢は、①安座又は正座の姿勢で、背筋を伸ばし、顔は正面を向き、視線はやや下を直視又は黙想し、廊下を通る職員や被収容者を見ないこと、②両手の指は、自然に伸ばし、手は大腿部の上に置き、壁に寄り掛かったり、脚を投げ出すことはしないこと、③身体上の理由により前記①及び②の受罰姿勢がとれない者は、職員に申し出ることと指導しており(乙102)、その際、大声で指導するようなことはしておらず、このような事実を認めるに足りる証拠もない。

(ウ) また、閉居罰は、他者との接触を断った厳格な隔離の下で、自己の犯

した反則行為について反省を促すために謹慎させることを目的とするものであるところ、閉居罰の執行期間中、懲戒罰としての懲罰をより効果的に運用するとの観点から、受罰中の生活及び行動の制限として、謹慎の趣旨にふさわしい姿勢や態度をとらせることは、閉居罰の目的を達するための方法として合理性が認められる。閉居罰の執行は、医師の意見を踏まえた上で実施され、時間も「朝食空下げ終了後から夕点検終了後」の時間に限られ、また、執行中も、受罰姿勢がとれない者は職員に申し出ることができるほか、事情により一時的に受罰姿勢を解くことも可能であり、過剰に自由を奪うものともいえない。

(I) したがって、控訴人の前記③の主張に理由はなく、前記③の主張について考慮しなかった原判決の判示は正当である。

エ 原判決が、本件懲罰が科されたことが制限区分指定、優遇区分指定及び仮釈放の決定で不利な事情とされたことを考慮していないとする控訴人の主張に理由がないこと（前記④）

(7) 控訴人は、受刑者に対する制限の緩和（刑事収容施設法 89 条（令和 4 年法律第 67 号による改正前の刑事収容施設法 88 条））及び仮釈放制度（刑法 28 条）について、受刑者に対する権利利益を付与するものである旨主張する（控訴理由書・25 ないし 28 ページ）。

しかしながら、制限の緩和については、刑事収容施設法 88 条の文理上これを受刑者に対する権利利益を付与するものとはいえないほか、同条は受刑者処遇の基本的な方向性として、受刑者処遇は、同法 30 条の目的を達成する見込みを高めるように実施し、その結果として、生活及び行動に対する制限を順次緩和し、自主性・自立性を涵養して矯正処遇の効果を高めるようにしなければならないことを定める（逐条解説・432 ページ）規定である。そのため、制限の緩和に係る刑事収容施設法 88 条が受刑者に対して権利利益を付与しているとまではいえない。

また、仮釈放制度についてみても、仮釈放は、懲役刑や禁錮刑の受刑者が、刑期の一部を終えた段階で、社会内で更生を図る機会を与える制度であり、刑法28条には「拘禁刑に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」と定めており、これを受刑者に当然に認められた権利と解することはできない。

(イ) そして、原審答弁書(23ないし25ページ)及び被告準備書面(5)(13ページ)で述べたとおり、優遇措置は被収容者の改善更生意欲の喚起に係る動機付けのための恩恵的な制度であり、受刑者は刑事施設の長による優遇措置に関する権利又は法律上の地位を有していない上、優遇区分は、刑事施設の長の合理的裁量により判断されることに照らせば、懲罰処分の有無は、優遇区分の指定に直接影響するものではない。

このことは、制限の緩和や仮釈放制度についても同様である。

(ウ) したがって、控訴人の前記④の主張には理由がなく、前記④について考慮していない原判決の判示は正当である。

3 争点3に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、要旨、裁決庁(東京矯正管区長、当時)には、令和4年3月29日の時点で、執行停止の措置を執るか否かを含めて、審査の申請について審理・検討をするにあたり、必要な証拠を収集して調査を尽くすべき法律上の義務や、執行停止の要件を充たす場合には直ちに同措置を執り、その上で本案にかかる裁決をすべき法律上の義務があったなどとして東京矯正管区長が執行停止の措置をしなかったことが違法であり、これにより本件裁決が違法である旨主張する(控訴理由書・30ないし40ページ)。

(2) 被控訴人の反論

しかし、控訴人の審査の申請が令和4年3月26日に申し立てられたばかりであったことに照らせば、申立人のいう同月29日の時点で当然に執行停止をすべき法律上の義務があったとはいえない。

そして、原審答弁書（43ページ）で述べたとおり、刑事収容施設法150条1項による懲罰のうち、閉居罰などの期間の定めがあるものが執行の終了やその期間の満了により効果が完了したときは、同法161条で準用する行審法45条1項の規定に基づき却下の裁決をすることになるところ、本件でも本件懲罰の執行が終了した令和4年4月3日以降において不服を申し立てる利益を欠くことは明らかである。したがって、本件審査の申請を却下する本件裁決をした東京矯正管区長の判断は、刑事収容施設法161条1項で準用する行審法45条1項に基づくものであり、何ら違法はないから、これと同旨の判示をした原判決（46及び47ページ）は正当である。

4 争点5（処遇才）に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、刑事施設内の病棟で休養中の受刑者についても、外部医療機関に入院し休養中の場合と同様に、定められた安静時間中は安静にすることができることが義務付けられているが、余暇時間中には自弁書籍の閲覧が認められており、治療に専念し安静にすべき立場であったということは、外部医療機関に入院中の被収容者に対して自弁書籍を閲覧する権利を制限する理由にならない旨主張する（控訴理由書・42及び43ページ）。

(2) 被控訴人の反論

しかし、原審被告準備書面(4)(11及び12ページ)及び原審被告準備書面(6)(2ページ)で繰り返し述べたとおり、刑事収容施設法69条は、書籍等の閲覧が憲法上の知る権利に関わることを踏まえ、被収容者にその機会を保障するため、原則として、被収容者の閲覧の自由を保障する旨規定しているが、刑事収容施設の性質上、同条があらゆる日時、場所、態様による閲覧の自由

を保障していると解することはできず、例えば、矯正処遇等が実施される時間帯に閲覧の自由が認められるものではないとされているから、控訴人が主張するとおり、本件センターで休養中の余暇時間に自弁書籍の閲覧が許可されていたことから当然に、外部医療機関である前橋病院に入院中においてまで自弁書籍の閲覧を許可することにはならない。

本件センターが本件閲覧制限をした理由は、原審被告準備書面(4)(13ページ)で述べたとおりであるが、外部医療機関の病院の管理権は、あくまで同医療機関にあり、病室内には本件センター長が指定する保管設備が備えられていないことからすれば、常に紛失等のおそれがあり、本件センター内の病室と同様に考えることはできない。

この点は、原判決も、本件における事実関係の下では、本件閲覧不許可処分について、本件センター長がその裁量を逸脱し又は濫用したものということはできないと正当に判示している(原判決53ないし55ページ)。

5 争点8(処遇ケ)に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、しもやけの発症及び増悪を予防することは、病院で診察を受けるなどして医師の医学的知見に基づく具体的な所見が示されるのを待って行う性質の措置とはいえず、しもやけは刑事収容施設法56条において予防が要請される疾病に当たるとして、同条に反する処遇ケは、著しく合理性を欠くと主張する(控訴理由書・49及び50ページ)。

(2) 被控訴人の反論

しかし、原審被告準備書面(4)(4ページ)及び原審被告準備書面(5)(9ページ)で述べたとおり、医療上の措置を行うに当たっては、刑事施設の長は、医師等による判断に従って行う必要があるとされているが、刑事施設は多様な被収容者を収容していることから、個々の被収容者の症状に対し、いかなる医療上の措置を講じるかという判断は、医師等の補助を受けた刑事施設の長

の専門的、技術的判断に基づく合理的裁量に委ねられている。そして、ここでいう「医療上の措置」とは、医療的な判断に従って執られる措置であって診療以外のものをいい、具体的には、①病室に收容すること、②安静にさせるなど、身体の負担を軽くさせること(そのために、受刑者である被收容者については、矯正処遇等の実施を中止し、又はその時間を短縮することとなる)、③病状等に応じて、特別の衣類、寝具、日用品(マスク、使い捨てカイロなど)その他の物品を使用させること、④病状等に適した食事を配給し、又は病状等を悪化させる自弁に係る食料品等の摂取を許さないことなどであり、このような「医療上の措置」は、診療とは異なり、医師等が行わなければならないものではないが、刑事施設の長としては、医師等の判断に従って行う必要がある(前掲逐条解説・249及び250ページ参照)。

そして、原審被告準備書面(5)(9及び10ページ)で述べたとおり、本件センターの医師は、令和3年11月29日から令和4年1月25日までは、控訴人に対し、温たんば、靴下を二重に着用すること、工場出業時及び運動時に手袋の着用することを許可する所見は示さなかったのであるから、本件センター長が、このような医療上の措置を控訴人に対して許可すべき法的義務があったとは認められない。他方、同期間中、控訴人のしもやけに対して適切な医療上の措置を講じていたことは、原審被告準備書面(1)(15ページ)及び原審被告準備書面(5)(10ページ)で述べたとおりである。原判決も、同旨正当に判示している(原判決・60及び61ページ)。

以上より、控訴人の前記(1)の主張には理由がない。

6 争点9(処遇コ・カメラ室処遇)に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件におけるカメラ室への收容と事案が異なる福岡高裁令和6年1月19日判決(甲70)の判断枠組みを引用し、本件におけるカメラ室收容の適法性を述べる被控訴人の主張は失当である旨主張する(控訴理由書・

53ないし57ページ)。

(2) 被控訴人の反論

しかし、原審被告準備書面(2)(2ないし9ページ)及び原審被告準備書面(7)(4及び5ページ)で述べたとおり、控訴人には職員から不相当な方法で個人情報入手するなどの疑いが生じていたところ、職員に対する籠絡行為は、刑事施設の規律及び秩序を破壊しかねない事態の一つであることから、とりわけ慎重な対応が求められる。原判決も同様に、被収容者が刑事施設の職員の個人情報等を入手した場合、当該被収容者が当該個人情報を利用し、当該職員を攻撃又は籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図るなどの事態が生じる可能性があるとして認められるから、刑事施設の規律及び秩序の維持の観点から看過し難いものであったと正当に判示しており(原判決・66ページ)、本件事案に応じ、刑事施設の規律及び秩序に与える影響等を総合的に考慮しているから、控訴人の上記主張により処遇が違法ということにはならない。

なお、本件と同様に職員に対する籠絡行為を理由としてカメラ室への収容の違法性が争われた東京高裁令和7年6月4日判決(乙103。公刊物未登載。なお、本判決は原審判決(横浜地裁令和6年10月24日判決・乙104。公刊物未登載。)を不当として原審被告(国)の敗訴部分を取り消している。)も、「刑事施設における遵守事項違反の抑止は、受刑者の処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活の維持のため、極めて重要であり、被控訴人に対する監視はできるだけ間隙のないよう行われる必要があるところ、本件処遇要領は、職員に対する籠絡という重大かつ悪質な規律違反行為をしたことを理由として定められており、被控訴人の居室内における動静を相当程度長期間にわたり継続的かつ綿密に観察し得る状況とする必要があった等の事情から、カメラ付きの居室に収容する必要があると刑務所長が判断したことは、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとは認められない」と判示している(乙103・9ページ)。

7 争点10 (処遇サ)に係る控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、原判決が「当該「強要」又は「指示」の具体的な内容については主張立証がない」と判示した(原判決・68ページ)のに対し、処遇サが国賠法上違法である理由について具体的な内容を主張・立証したと主張する(控訴理由書・61ページ)。

(2) 被控訴人の反論

原審被告準備書面(1)(9ページ)で述べたとおり、被控訴人は、本件センター職員が控訴人に対し、本件センターから貸与されている電池式かみそりで、ひげそりを実施するよう指導したことを争うものではないが、控訴人が主張する、「脅迫」、「強迫」及び「強要」をした事実はなく、加害の予告をした事実もない。控訴人は、具体的にいつ、どこで、どのような場面で、どの職員から、いかなる態様等により「強要」又は「指示」をされたのか、何ら明らかにしていない上、「強要」又は「指示」をしたことを認めるに足りる客観的な証拠も見当たらない。

そうすると、控訴人の前記主張は、その主張自体が失当であるといわざるを得ず、原判決の判示は正当である。

以上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 佐々木宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307